

○広島県食育基本条例

平成十八年十月十六日条例第五十六号

広島県食育基本条例をここに公布する。

広島県食育基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 基本的施策（第十一条―第二十条）

第三章 広島県食育推進会議（第二十一条―第二十五条）

附則

「食」は、生命の源であり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものである。

近年、「食」を取り巻く環境は大きく変化している。本県の食料自給率は全国平均を大きく下回っているものの、全国で初めて農林水産物のトレーサビリティシステムによる認証制度を創設するなど、県民の食に対する安心と信頼の確保に努めてきた。

一方、県民の多様なライフスタイルの選択等に起因して、「食」の大切さに対する意識、特に、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、また、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての感謝の念が希薄になり、健全な食生活が失われつつあるなど、危機的状况を迎えていると言っても過言ではない。

今こそ、知育、徳育及び体育の基礎であり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

すべての県民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、家庭、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わる人々が、食育に関する相互の理解を深め、それぞれの立場から食育の推進に努めることが不可欠である。

このような認識に基づき、食育に関する基本理念を共有し、県、事業者及び市町並びに県民の協働と連携により、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、教育関係者等、

農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「教育関係者等」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団体をいう。

2 この条例において「農林漁業者等」とは、農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。

3 この条例において「食品関連事業者等」とは、食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第三条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資するよう推進されなければならない。

2 食育を推進するための活動は、県民、民間団体及び事業者の自発的意思を尊重し、県民その他の地域を構成する多様な主体の協働及び連携により展開されなければならない。

3 食育は、地域の伝統的な食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等に配慮し、生産者と消費者との交流の促進、農林水産物の生産された地域内での利用及び消費の促進を図るとともに、食品の安全性などの食に関する幅広い情報の提供による適切な食生活の実践に資するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、食育の推進において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上で、食に関する知識を深めるとともに、生活のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第六条 教育関係者等は、食育における教育の重要性を認識した上で、あらゆる機会及び場所を利用して、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(農林漁業者等の役割)

第七条 農林漁業者等は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、農林漁業に関する多様な体験機会の提供を通じ、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動に対する県民の理解が深まるよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第八条 食品関連事業者等は、食品の安全性の確保が健全な食生活の基盤であることを認識した上で、安全な食品を提供し、食に関する情報を提供するとともに、積極的に食育の推進に努めるものとする。

(市町との連携)

第九条 県は、地域における個性を生かした食育に関する施策を推進するため、市町が食育推進計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十八条第一項に規定する計画をいう。)を作成するに当たって必要な助言を行うとともに、市町との連携を図るものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(広島県食育推進計画)

第十一条 広島県食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、食育基本法第十七条第一項の規定に基づき、広島県食育推進計画(以下「推進計画」という。)を作成するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十二条 県は、家庭における健全な食習慣の確立がなされるよう、食育の推進を図るために必要な施策を講じるものとする。

2 県は、職場及び地域社会における食生活の改善を推進し、県民の健康を増進するため、専門的知識を有する者の活用等必要な施策を講じるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第十三条 県は、子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、学校、保育所等における教育活動、保育等の一環として行われる農場等での実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等の様々な体験活動等を通じて、食料の生産、食品の安全性、食の大切さ等についての理解を促進し、食と健康に関する知識を生活に生かす実践力を育てるような必要な施策を講じるものとする。

(地域における食生活改善のための取組の推進)

第十四条 県は、健康的で豊かな食生活を営む上で必要な知識及び経験を地域において普及させるため、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアの育成に努めるものとする。

2 県は、前項に定めるボランティアが行う活動を支援するとともに、当該ボランティアの連携した活動が推進されるよう努めるものとする。
(生産者と消費者との交流の促進等)

第十五条 県は、食品関連事業者等による情報の提供、消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が行う食育の推進に関する活動、生産者と消費者の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進など、食に対する県民の理解と関心の増進を図るものとする。

2 県は、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用の促進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう努めるものとする。

(食文化の継承のための取組の促進)

第十六条 県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進する取組を促進するよう努めるものとする。

(食の安全性、食育に関する情報提供及び普及啓発)

第十七条 県は、食の安全及び安心に関する情報並びに食育に係る活動に関する情報を、迅速かつ的確に提供するとともに、食育の推進に関する普及啓発に努めるものとする。

(食育推進運動の展開)

第十八条 県は、県民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等、民間団体等が行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互の緊密な連携により展開されるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。

(ひろしま食育の日及びひろしま食育ウィーク)

第十九条 県内の食育の推進に関する普及啓発を図るため、十月十九日をひろしま食育の

日とし、当該日の属する週をひろしま食育ウィークとする。

(顕彰)

第二十条 県は、食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に功労のあつた者の顕彰に努めるものとする。

第三章 広島県食育推進会議

(広島県食育推進会議)

第二十一条 食育基本法第三十二条第一項の規定に基づき、推進計画の作成及びその実施の推進のため、広島県食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第二十二条 食育推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十三条 食育推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 食育推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 食育推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 食育推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。